

道路法施行令の一部を改正する政令案参照条文

道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

2 第二条（略）

道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。安全かつ円滑な道路の交通の確保その他

1 道路の上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

2 道路標識、道路元標又は里程標

3 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他

4 これらに類するものをいう。）

5 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

6 自動車駐車で道路の上に又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

7 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三十一条の規定による共同

8 溝整備道路又は電線共同溝の整備等に關する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規

定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3（略）

5（略）

道路法施行令（昭和二十七年制令第四百七十九号）（抄）

（道路の附属物）

第三十条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

1 道路の防雪又は防砂のための施設

2 ベンチ又はその上屋で道路管理者の設けるもの

3 車両の運転者の視線を誘導するための施設

4 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

5 地点標

6 道路に接する自転車駐車で道路管理者の設けるもの

7 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設